

墨田区防災会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>区長の諮問に応じて墨田区（以下「区」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>― <u>前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。</u></p> <p>― <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>（会長及び委員）</p> <p>第3条 防災会議は、<u>会長及び委員</u>をもって組織する。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>指定地方行政機関に<u>準ずる</u>機関の職員のうちから区長が任命する者</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>― <u>自主防災組織を構成する者のうちから区長が任命する者</u></p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 第5項第9号から第12号までの役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 〔略〕</p> <p>（部会）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 部会に属すべき委員<u>及び</u>専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに<u>当たる</u>。</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>（議事等）</p> <p>第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に<u>諮って</u>定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 防災会議は、<u>次の各号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔略〕</p> <p>― <u>墨田区（以下「区」という。）の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>― <u>前2号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 防災会議は、<u>会長および委員</u>をもって組織する。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 委員は、<u>次の各号</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>指定地方行政機関に<u>準じる</u>機関の職員のうちから区長が任命する者</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 第5項第9号から第11号までの役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 部会に属すべき委員<u>および</u>専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに<u>当る</u>。</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に<u>はかつて</u>定める。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。